

玄海3号機MOX燃料使用差止訴訟に係る準備書面6の概要について

当社はMOX燃料の採用にあたり、燃料の使用期間を通じ、圧力・温度の変化、化学的効果、ペレットの変形、燃料棒内圧変化等を考慮して、十分な強度を有するよう設計、製造を行っている等、安全性を確保している旨の全般的な主張を答弁書で行い、その後準備書面において、安全性にかかる詳細な主張を行ってきた。

今回、原告から提出された書面において、当社のMOX燃料の燃料棒内圧評価の際の詳細データ等について、下記項目の求釈明を受けたことから、これに対する当社の見解を回答した。

1. 輸入燃料体検査申請書の燃料棒内圧評価について
輸入燃料体検査申請における燃料棒内圧評価結果は、全て判定基準を満足していることを回答した。
2. 高浜3・4号A型燃料との比較について
燃料棒の出力の値について回答した。
3. MOX燃料から放出される気体について
輸入燃料体検査申請及び設置変更許可申請におけるMOX燃料から放出される気体に関する評価条件について回答した。
4. 燃料棒内圧設計基準値及び評価値の安全余裕について
燃料棒内圧評価において、適切に安全余裕を考慮していることを回答した。
5. 被告が燃料棒内圧評価値を16.2MPaと評価する根拠について
公開文献を前提にして燃料棒内圧評価値を算出していることを回答した。
6. MOXペレット及びウランペレットの密度変化にかかる読取りデータについて
MOX燃料とウラン燃料との体積変化の挙動が同等であることを、輸入燃料体検査申請書の引用文献グラフのプロットそのものを用いて判断したこと、また、準備書面5で回答した引用文献グラフのプロットについては、MOX燃料のものかウラン燃料のものか判別できるものについて適切に読み取っていることを回答した。

以上